

平成24年3月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成24年3月22日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成24年3月22日 午前10時00分議長宣告

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
参 与	浦田 博史	教 育 長	松田 定
理事（総務担当、 企画財政課長兼務）	西島 栄治	理事（民生担当）	加賀山 睦
理事（事業担当）	中村 秀一	理事（上下水道担当）	松山 正伸

理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博	会計管理者 （会計課長兼務）	藤林 学
教育次長 （学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務）	木田 修司	総務課長	脇本 和弘
税務課長	小川 清	住民福祉課長	嶋田 昌弘
高齢福祉課長 （地域包括支援センター所長兼務）	花木 秀章	保健医療課長 （保健センター所長兼務）	小川 淳一
建設課長	奥山 英高	産業環境課長	藤崎 裕司
上下水道課長	中島 一也	いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦
社会教育課長 （図書館長兼務）	木村 坂次	学校給食センター所長	田村喜代一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田 清隆	議会書記	駒 修次
議会書記	乾 浩朗	議会書記	寺井 佳孝

町長提出議題の題目

- 1 平成24年度井手町一般会計予算
- 2 平成24年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 3 平成24年度井手町水道事業会計予算
- 4 平成24年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 5 平成24年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 平成24年度井手町介護保険特別会計予算
- 7 平成24年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 8 平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算

議員提出議題の題目

- 1 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書  
開 議

午前10時00分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

8番 村田 忠文

2番 村田 晨吉

# 平成24年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第13号 平成24年度井手町一般会計予算
- 第3 議案第14号 平成24年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第4 議案第15号 平成24年度井手町水道事業会計予算
- 第5 議案第16号 平成24年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第6 議案第17号 平成24年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第18号 平成24年度井手町介護保険特別会計予算
- 第8 議案第19号 平成24年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第9 議案第20号 平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第10 発議第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について

## 議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集ご苦労  
さんでございます。

岡田久雄議員より、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書が提出さ  
れておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項とし  
て組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、平成24  
年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、村田忠文議  
員、2番、村田晨吉議員を指名します。

次に、日程第2、議案第13号、平成24年度井手町一般会計予算から、  
日程第9、議案20号、平成24年度多賀財産区特別会計予算までの8件を  
一括議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄予算特別委員長。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

予算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第13号、平成24年度井手町一般会  
計予算から、議案第20号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算ま  
での8件の議案につきましては、本予算特別委員会における審査の経過並び  
に結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月12日の3月定例会におきまして、議員全員をもつ  
て構成する予算特別委員会が設置され、平成24年度の8件の当初予算が付  
託されたものであります。本予算特別委員会は3月14日、15日の2日間  
にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われた  
ところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議員全員が委員となっ  
ておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討  
論の報告は省略させていただきますのでよろしくお願い致します。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであり  
ます。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げ  
ます。

議案第13号、平成24年度井手町一般会計予算、議案第14号、平成2  
4年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第17号、平成24年度井手  
町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号、平成24年度井手町介護保  
険特別会計予算の4議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可  
決され、議案第15号、平成24年度井手町水道事業会計予算、議案第16  
号、平成24年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第19号、  
平成24年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第20号、平成24  
年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちま  
して、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上  
げます。

以上であります。

議長（木村武壽） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑あ  
りませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） まず、本件に対する反対の討論の発言を許します。

谷田議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

日本共産党井手町会議委員団を代表しまして、ただいま議題になっていま  
す第13号から20号の8議案のうち、議案第13号、井手町一般会計予算、  
第14号、国民健康保険特別会計予算、第17号、後期高齢者医療特別会計  
予算、第18号、介護保険特別会計予算の4議案に反対、その他の4議案に  
賛成の立場で討論をいたします。

3月11日に東日本大震災から1年目を迎えました。今なお多くの被災者  
がふるさとを離れ、避難生活を余儀なくされていますが、これは震災、津波  
だけでなく、原発事故が大きな原因となっています。二度とこんな悲劇を繰

り返さないために、国も地方も一致して速やかにすべての原発廃炉へ踏み出し、現在停止している原発の再稼働は認めるべきではありません。被災地復興のために瓦れきの処理に全国で協力せよとの政府の方針ですが、福島第一原発から大量の放射性物質が全国また世界にまき散らされたのは、東京電力と国の責任であり、放射性物質を含む廃棄物の処理も東電と国が責任を負うべき課題です。井手町としても、国の責任で放射能測定を行い、科学的に根拠ある安全性が確保できる通常の廃棄物以外の移動、持ち込みには断固反対するべきです。通常の廃棄物の処理には積極的に協力すべきと思いますが、いずれにしても国が責任を持って測定結果を公表することが、まず必要であります。

2012年度一般会計予算では、職員は少ない正規職員で、給与も削減される一方、町長をはじめ特別職の報酬はそのまま、行政機構の簡素化もなく、参与職も高級町長専用車もそのままで、無駄が放置されています。

JR奈良線複線化では、自治体負担は適正に抑え無駄や手戻りが出ないように、言うべきことをしっかりJRに対して発言していかなければなりません。

職員の健康管理のために早急に産業医を選任し、健康相談や超勤の解消を進めるのは町長の責任です。

税の滞納は、年度途中にもかかわらず納付期限を過ぎると即座に京都府税機構に債権が移管され、分納相談も税機構で相談するのが原則という対応になっています。差し押さえも多数行われていますが、役場できめ細かな相談に応じることが必要です。

防災対策の強化は急務です。浸水するような避難所や老朽化した避難所は見直し、避難所への備蓄物資の配備を進めるべきです。PPSなど小規模電力事業者からの電力購入で、電気代の節減を図ること、町みずからが電力事業者となって再生可能エネルギーをつくり出すことも検討するべきではないでしょうか。

ゼロ歳児保育はことしもまた定員まであと2人しか枠がありません。途中入所の申し込みが定員を超えてあった場合でも、入所が保障されるよう対応を求めます。学童保育も、詰め込みをせず余裕を持って安全に実施できるように、定員増の対策をとるべきです。

国の就学援助制度が拡充されたにもかかわらず、本町ではPTA会費や児童会、生徒会費、クラブ活動費への援助が実施されません。子供の貧困化は

ますます深刻化しています。せめて、国の示す基準ぐらいは実施するのが当然ではないでしょうか。

小・中学校も3校合わせれば教職員は50人を超え、当然、教育委員会が産業医を選任し、教職員の健康対策に責任を持つべきであります。

住民の健康を守る対策を進めることは、医療費の削減につながり、国保会計の健全化にも役立ちます。子供のインフルエンザワクチンや、高齢者の肺炎球菌ワクチンへの助成や、最近ふえている前立腺がん検診なども実施をし、検診対象者にはきめ細かく案内をして制度をきちんと生かすべきです。

国民健康保険会計では、ことしは証の更新の年で、未納者は窓口に来なさいということになっています。滞納解消を証の更新や短期証交付の条件とすることはなく、確実に加入者に保険証が渡るよう配慮が必要です。国保加入者は無職者、低所得者、高齢者が多く、国保を守ることは福祉の一環です。一般会計からの思い切った助成で、収入激減者の保険料減免、窓口での一部負担金減免制度をつくる必要があります。

後期高齢者医療特別会計では、国は公約を破り、後期高齢者医療制度の廃止を先送りしています。2012年は5%の保険料値上げ、1人平均で7万5,033円となります。一刻も早くもとの老人医療制度に戻した上で、年齢差別のない制度に改善するべきという立場で反対をいたします。

介護保険特別会計では、保険料が12から15%に大幅に値上げとなります。本町の保険料の徴収区分は、保険料軽減のために設けた特例段階でも軽減率が少なく、低所得者に配慮したものとは言えません。基準額以上の課税世帯では収入に応じた負担となるよう、段階区分をもっと細かく多段階にするなどの配慮もありません。保険料と利用料のダブルパンチで、介護保険の負担は限界に達しています。

以上のような理由で議案第13号、井手町一般会計予算、第14号、国民健康保険特別会計予算、第17号、後期高齢者医療特別会計予算、第18号介護保険特別会計予算の4議案に反対をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、賛成の討論の発言を許します。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 古川議員。

7番（古川昭義） 7番、古川です。

ただいま議題となっています、議案第13号、平成24年度一般会計予算から、議案第20号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算の8件の議案に、賛成の立場から討論いたします。

我が国の経済状況は、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、穏やかに持ち直している。先行きにつきましては、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待される中、欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや、金融資本市場に影響を及ぼしていることなどにより、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然と残っていることにも注意が必要であると報告されています。

このような中、平成24年度の一般会計の歳入で、町税が前年度比4%の減であり、依然として自主財源に乏しく、地方交付税で62.2%の増や国庫支出金の6%の増など、財政調整基金など6基金から2億1,650万2,000円を有効に繰り入れを行い、歳入総額で前年度比0.6%の増となっています。歳出では、経常的な一般行政経費は抑制を図り、住民からの要望を積極的に取り入れた事業や新規事業で、利便性の向上のためJR奈良線の複線化に向けた共同調査費負担金や、町道1号線の梅溪橋のかけかえ工事、史跡周辺の道路空間を整備する歴史と自然が薫る道づくり事業、子育て支援のため、3人目以降の子供の保育料無料化や、保護者のリフレッシュや家庭での保育が困難になった乳幼児の一時預かり事業や中学校卒業までの医療費の完全無料化の実施など、教育環境の充実を図るため、泉ヶ丘中学校の海外派遣事業やスポーツクラブ活動の支援の拡充、学校エコスクール化推進事業の実施、人口減少を食い止めるための検討委員会の設置や、第4次総合計画に掲げる観光入込客50万人の達成に向けての各種事業の実施、また以前からの継続事業の福祉の充実、住民の健康増進、防災対策の強化事業、交通安全施設整備、安心・安全のためのバリアフリー化の推進など、各種事業が予定されています。

教育や学校給食の充実のため、給食センター施設整備、小・中学校の施設整備など、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながらも住民の福祉、教育を後退させることなく着実に予算化されています。

また、緊急雇用創出事業の終了に伴い、町独自の対応で道路改良等の建設



事業費が前年度比 81% の増で、雇用創出に努められている予算になっております。子供から高齢者までの世代に配慮した環境や住民の声に基づいた予算であります。

特別会計につきましても、医療をはじめ介護など住民が安心して暮らせるよう図られています。上下水道事業も年次計画を作成し、着実に進められ、安心・安全な水道水の供給や下水道による快適な生活を守る予算となっています。

平成 24 年度に計画された各種事業を適正に執行していただくよう要望し、平成 24 年度一般会計予算、特別会計予算の 8 件のすべてに賛成するものであります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2 番（村田晨吉） 2 番、村田晨吉です。

反対の立場から討論させていただきます。

ただいま議題になっています第 13 号から 20 号の議案のうち、議案第 13 号、井手町一般会計予算、第 14 号、国民健康保険特別会計予算、第 17 号、後期高齢者医療特別会計予算、第 18 号、介護保険特別会計予算の 4 議案に反対、その他の 4 議案に賛成の立場で討論をいたします。

今年度、高齢者にとっては年金支給額が削減される上、介護保険料、後期高齢者医療保険料の値上げと負担がふえます。医療の窓口負担がふえるおそれもあります。子育て層は年少扶養控除の廃止で増税になります。さらに今後、住民税の一律 1,000 円の値上げも決まっています。その上消費税が増税されたら、生活は苦しくなるばかりです。

住宅の耐震化やバリアフリーなど、何にでも使える住宅改修助成制度を導入し、太陽光発電の助成も思い切って強め、いざというときの住民の命とライフラインを守る対策が必要です。

インフルエンザ対策強化。健診の通知を確実に実施して受診を広げ、病気の重症化を防ぐことが医療費の節減にもつながります。

買い物難民や通院難民がふえています。コミュニティバスやタクシー券の配布、地元の商店や直売所支援などを行うべきです。

地産池消に欠かせない農業者の生産意欲にかかわる鳥獣害被害対策をもつと強めるべきです。

以上、この予算では住民の生活が守られないと思いますので、議案第13号、井手町一般会計予算、第14号、国民健康保険特別会計予算、第17号、後期高齢者医療特別会計予算、第18号、介護保険特別会計予算の4議案に反対します。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて、討論を終結します。

これより、議案第13号、平成24年度井手町一般会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号、平成24年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号、平成24年度井手町水道事業会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号、平成24年度井手町多賀地区簡易水道事業特別

会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第17号、平成24年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号、平成24年度井手町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第19号、平成24年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、発議第1号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を議題といたします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

発議第1号。平成24年3月22日。井手町議会議長、木村武壽様。提出者、井手町町議会議員、岡田久雄。賛成者、井手町町議会議員、西島寛道。

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって提案理由といたします。

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書。

我が国では、平成18年4月、障害のある人も障害のない人と共に、地域社会で生活できるための仕組みをめざした「障害者自立支援法」が施行されましたが、応益負担制度をはじめ、様々な問題点が指摘されてきました。

その後、政府は、障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現することの基本合意を交わしました。

国連で採択された障害者権利条約の批准に向けた取組みと合わせ、これらの問題解決にむけて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。

ここでの検討を踏まえ、平成23年7月に障害者基本法が改正され、8月には推進会議総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられました。

しかし、平成24年2月に開催された第19回総合福祉部会において示された新法の厚生労働省（案）は、骨格提言の内容が反映されたものとはなっていません。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って、「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速

やかに立法化する必要があります。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立、施行を求め、国会および政府に対し以下について要請するものです。

1、障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議総合福祉部会がとりまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。

2、障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日。

衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、平田健二様、内閣総理大臣、野田佳彦様、厚生労働大臣、小宮山洋子様。

京都府綴喜郡井手町議会。

以上であります。どうぞよろしく願いたします。

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより発議第1号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を採決いたします。

発議第1号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

定例会を閉じるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年3月井手町議会定例会に付議されました事件は、皆様方の絶大な協力によりまして大きな成果を得て、すべて無事に終了することができました。

どうか皆様方には、今後とも健康にくれぐれもご留保の上、議会の円滑な運営と議会機能の高揚にご尽力いただきますことを心からお願いし、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。

平成24年3月定例会を、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成24年3月井手町議会定例会を閉会します。どうも皆様ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時32分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 村 田 忠 文

署名議員 村 田 晨 吉